

意見書

平成22年1月20日

郵政改革推進室 御中

郵便番号 113-0034

住所 東京都文京区湯島3-19-5

提出者名 (個人、団体等)

団体名：全国生命保険労働組合連合会

代表者名：中央執行委員長 高井 豊

担当者名：産業政策委員長 萩野 博史

連絡先(電話番号(日中連絡のつくもの)又は電子メールアドレス)

電話：03-3837-2031

E-mail : kayano@seihoh.jtuc-rengo.jp

郵政改革に関する意見募集について、以下の通り意見を提出します。

① 郵政民営化実施後の問題点・課題

- ・郵政民営化にあたっては、民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが不可欠であると考えております。
- ・民営化後きわめて短期間のうちに、入院特約の見直し等の新規業務の申請・認可がなされたことについては、政府による間接的な株式保有がなされていること等に鑑みて時期尚早であり、遺憾であると考えております。

「別紙に記載」

② 郵政改革の方向性・今後の課題等

- ・「郵政改革の基本方針」については、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、今後の展開によっては、大いに問題となるものと考えており、「郵政改革法案」の具体的な内容の検討にあたっては、以下の点を十分考慮いただきたいと考えます。

<郵政株売却凍結>

- ・郵政民営化以降進められてきたかんぽ生命等の新規業務拡大は、近い将来の株式売却を前提に進められたものであることから、株式売却凍結がなされた現状において、新規の業務拡大が認められるべきでないことは言うまでもなく、むしろ業務の見直し・縮小を図る必要があると考えます。

<3事業一体運営・分社化体制見直し等>

- ・国の信用力を背景とした金融事業が展開され、「暗黙の政府保証」がより一層懸念されることから、3事業一体運営・分社化体制見直し等を行うにあたっては、公平・公正な競争条件の確保を大前提に検討を進めていく必要があると考えます。
- ・各事業間の適正な採算管理を担保することが必要と考えます。

<ユニバーサルサービスの法的担保>

- ・生命保険事業において、特定の会社に対してユニバーサルサービスを法的に義務化することについては、その必要性といった観点から、疑念を抱かざるをえません。また、民業圧迫を招くことも懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えます。
- ・公平・公正な競争条件の確保の観点からは、郵便貯金事業・簡易生命保険事業には現行の銀行法・保険業法を適用すべきであり、仮に、「新たな規制」を導入するとなった場合においても、現行の銀行法や保険業法との整合性を十分に踏まえた対応が必要不可欠であると考えます。

「別紙に記載」

③ その他

- ・今後の郵政改革にあたっては、国民生活の確保及び地域社会の活性化等は重要な視点であると認識しておりますが、その大前提として、公平・公正な競争条件の確保が必要不可欠であると考えます。
- ・今後の議論にあたっては、適時関係各方面から幅広く意見聴取し、透明性の高いプロセスを経て慎重に検討を進めていくことを強く要望いたします。

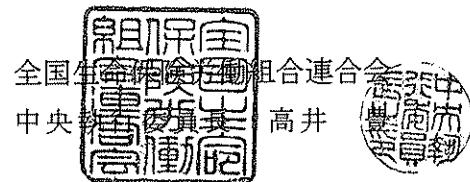
「別紙に記載」

以上

【別紙】

平成22年1月20日

郵政改革推進室 御中



## 郵政改革に対する意見

### ① 郵政民営化実施後の問題点・課題

郵政民営化にあたっては、民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが不可欠であると考えており、民営化実施後の問題点や課題を整理するに際しても、この点が重要な判断基準になるものと考えております。

こうした観点から、かんぽ生命において旧契約の分離、新契約における政府保証の廃止、各種税負担、生命保険契約者保護機構への加入等の措置が講じられたことについては、公平・公正な競争条件の確保に向けた第一歩として、一定程度評価できるものと考えております。

しかしながら、民営化後きわめて短期間のうちに、入院特約の見直し等の新規業務の申請・認可がなされたことについては、政府による間接的な株式保有がなされていること等に鑑みて時期尚早であり、遺憾であると考えております。

### ② 郵政改革の方向性・今後の課題等

平成21年10月20日に閣議決定された「郵政改革の基本方針」がどのように具体化されるかは現時点では不明ですが、ゆうちょ銀行・かんぽ生命が「官製金融」を担う事実上の国有企業となり、「暗黙の政府保証」の問題をはじめ、民業圧迫を招くことが懸念されます。

また、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に集められた資金が国債での運用等を通じ公的部門に流れる傾向が一層顕著になり、健全な金融システムの発展を阻害するおそれもあります。

こうしたことから、「郵政改革の基本方針」については、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、今後の展開によっては、大いに問題となるものと考えており、「郵政改革法案」(仮称)の具体的な内容の検討にあたっては、以下の点を十分考慮いただきたいと考えます。

#### <郵政株売却凍結について>

平成21年12月4日に「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」が臨時国会において可決・成立しました。これにより、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に対する政府の関与はこれまで以上に強まることとなり、「暗黙の政府保証」をはじめ、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、問題があると言わざるをえません。

郵政民営化以降進められてきたかんぽ生命等の新規業務拡大は、近い将来の株式売却を前提に進められたものであることから、株式売却凍結がなされた現状において、新規の業務拡大が認められるべきでないことは言うまでもなく、むしろ業務の見直し・縮小を図る必要があると考えます。

#### <3事業一体運営・分社化体制見直し等について>

郵政3事業が郵便局にて一体的に展開されることによって、郵便局ネットワークを一層優位に活用した金融2社の事業展開がなされることが懸念されます。また、郵便局ネットワークが地域のワンストップ行政の拠点として活用されることによって、郵政3事業の公的性がより一層強まっていくものと想定されます。

こうした中にあっては、国の信用力を背景とした金融事業が展開され、「暗黙の政府保証」がより一層懸念されることから、3事業一体運営・分社化体制見直し等を行うにあたっては、公平・公正な競争条件の確保を大前提に検討を進めていく必要があると考えます。

また、現在の持株会社・4分社化体制の見直しによって、各事業間の採算が不透明になり、金融2社の健全性、ひいては金融システム全体の健全性にも悪影響を及ぼしかねないことから、各事業間の適正な採算管理を担保することが必要と考えます。

#### <ユニバーサルサービスの法的担保について>

生保労連組合員の大半を占める営業職員は、全国各地のお客さまからの要請に応じて自宅等を訪問し、対面によるきめ細かい対応を行っており、生命保険サービスを希望しても受けられないという状況は皆無に等しいと考えられます。このような状況下、生命保険事業において、特定の会社に対してユニバーサルサービスを法的に義務化することについては、その必要性といった観点から、疑念を抱かざるをえません。また、ユニバーサルサービスの法的義務化によって、民業圧迫を招くことも懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えます。

また、「新たな規制」の導入を検討するとのことですが、ユニバーサルサービスの法的義務化を理由として、特定の会社に対して保険業法と異なる規制を適用させるということであれば本末転倒であると考えます。公平・公正な競争条件の確保の観点からは、郵便貯金事業・簡易生命保険事業には現行の銀行法・保険業法を適用すべきであり、仮に、「新たな規制」を導入するとなった場合においても、現行の銀行法や保険業法との整合性を十分に踏まえた対応が必要不可欠であると考えます。

### ③ その他

今後の郵政改革にあたっては、国民生活の確保及び地域社会の活性化等は重要な観点であると認識しておりますが、その大前提として、公平・公正な競争条件の確保が必要不可欠であると考えます。

その上で、今後の議論にあたっては、適時関係各方面から幅広く意見聴取し、透明性の高いプロセスを経て慎重に検討を進めていくことを強く要望いたします。

なお、平成22年度税制改正大綱において、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置について所要の検討を行う旨記載されておりますが、この点についても、十分な議論を経た上での慎重な検討が必要であると考えます。

以上